

令和 3 年 2 月 5 日

大熊町長 吉田 淳 様

大熊町除染検証委員会  
委員長 河津 賢澄

### 立入規制緩和区域の追加について（報告）

大熊町除染検証委員会は、今年度、本委員会の開催、委員による現地調査等により、面的除染が完了した区域から検証を行っているところです。令和 4 年春の特定復興再生拠点全域の避難指示解除に向け、面的除染が完了した区域の立入規制緩和の追加（別紙）について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

##### （現状）

- 今回立入規制緩和区域に追加される区域については、除染後の線量測定結果において、一部、地上高 1 m の空間放射線量率が  $3.8 \mu\text{Sv/h}^{*1}$  を上回る地点も確認されたが、全体的にはそれを下回っている。
- 面的除染が概ね完了した区域について立入規制緩和することで、避難指示解除に向けたインフラ整備の復旧及び住民の帰還準備が促進することが期待される。
- 立入規制緩和に向けて、以下に示すような対策を行い、住民の帰還への不安を取り除くことが必要である。

##### （規制緩和に向けた対策）

今回行った現場調査の中には、除染後であっても、 $3.8 \mu\text{Sv/h}$  を上回っている地点や、周辺に比べて線量低減効果が得られていない場所が確認された。

- 今回提示された情報以外に同様の場所が想定されることから、より細やかなモニタリングが望まれる。
- 線量低減効果が得られていない場所については、表示をするなど、住民の被ばく低減対策が望まれる。

##### （補足）

- ※ 1  $3.8 \mu\text{Sv/h}$  とは、居住のための解除の要件である年間積算被ばく線量  $20\text{mSv}$  を安全側の仮定に立って 1 時間あたりの空間放射線量率に換算した目安の値であり、安全と危険の境界を示すものではない。